

日本労働年鑑 1951年版(第23集)

The Labour Year Book of Japan 1951

第二部 労働運動

第一編 労働争議

第二章 主要な争議

第二節 五二〇〇円獲得闘争

三月闘争は政府、全官公双方の譲歩によつて一応の妥結をみたが、それは一時的休戦にすぎなかつた。官業労働者は給与問題の根本的解決を要求して、再び行動を起しはじめた。五、二〇〇円獲得闘争がこれである。

五、二〇〇円闘争は、この意味で三月闘争の継続であつたが、それは三月闘争と次の点において相違している。

五、二〇〇円闘争は、その出発点は政府の三、七〇〇円ベースに対し四月における最低賃金五、二〇〇円を要求したにはじまるが、全官公はこの要求において最低賃金確保の絶対前提として、物価改訂を行わないこと、大衆課税の撤廃など六条件を付し、これが闘争の中心におかれた。この闘争は、この六条件の要求からも明かなようにはじめから経済闘争であると同時に大きな政治闘争であつた。国鉄はこの闘争において左派勢力が進出し、闘争を指導した。とくに、全通は最初の出発からこれを政治闘争として意識し、大きな政治、経済ストを組織しようとした。この点が、この夏の闘争を以前の賃金闘争と明確に区別している。

第二に労働者の統一戦線にも非常な発展がみられた。なによりも大きく作用したのは国鉄六〇万の全官公への復帰であり、その統一行動であつた。また三月闘争のときとは比較にならぬほど大きな共闘態勢が民間労働者との間にもつくり出された。これは、六条件という形で闘争目標が明確に提起されたからである。

このように官業労働者は非常な成長をしめした。しかしこの闘争は、本格的な発展をみざるうちにマ書簡の発表となり、労働者闘争の前には深刻な新情勢が展開されるにいたつた。

一 国鉄奈良大会 国鉄労組は五月三〇日から四日間奈良において第四回全国大会をひらいた。この大会で五、一〇〇円の新賃金要求と全官公との同調が決定され、過去一年来の右派執行部の指導から脱した。委員長選挙は統一派の推す岡彰氏と僅か一票の差で、しかも再採決の結果民同系の加藤閔男氏の留任となつたが、副委員長には共産党の鈴木市蔵氏、書記長には革同の金政大四郎氏が多数で選ばれ、執行部の比率は民同二二、革同一六、共産一二となり、統一左派が優位した。

大会は、左派の全般的勝利というには遠かつたが、従来 of 極端な労資強調的な行き方に対し批判が集中されていつたため、全官公との同調問題は、総数の七六%である四六七票の圧倒的多数で決定された、新給与問題は、左派の斎藤案の五、一〇〇円が木内案による四、七〇〇円案を破って三七一对一七二票で決定された。しかし、これらの問題が労働者の最低賃金制確立の問題とし

て、その階級的立場が明確につらぬかれなかつたため、五、一〇〇円も金額の多い少いの問題として喰えるか喰えないかで論じられ、全官公との同調も、労働者の階級的連帯から論ぜられず、全官公の要求額が五、二〇〇円で多いからといった方向に流されていった。このため給与の基本方針として「最低賃金制の確立」が採決で決定されながら職階制が三三七対二六八で決定され、さらに問題はズレて職階給は五、二〇〇円の枠内か枠外かで争われ、一端枠外と決定されたが「枠外では職階給を行わぬのと同然ではないか」と右派に反撃され再転して枠内と決定され、ようやく左派は「政府の行う職階制には反対する」との決定をとつて解決した。しかしこれで折角の左派の最低賃金制は宙に浮いてしまつた。さらに闘争方針も左派の主張する地域闘争が破れ「本部の闘争に主体をおき、本部は部分的に支部に争議を行わしめることができる」との本部案が決定された。

二 三、七九一円と全官公の五、二〇〇円 政府は六月の物価改訂にあたり賃金水準を三、七〇〇円と決定し、これにもとづく官公吏の給与水準を三、七九一円とし、第二国会の閉期直前国会に提出して、通過せしめた。この算定は二、九二〇円と同様の方式で行われ、五月における工業労働者全国平均賃金を三、五〇〇円と推定してはじき出されたものである。これが現実に実質的賃金を維持出来るような物的裏付をもっていないことは政府自体も認めるところで、加藤労相は「卒直にいつてこのベースを長く維持する確信はない」といつている。事実その後発表された総理府統計局の発表によると四月平均賃金三、六七一円で、その数字は五月推定数字をはるかに越えており、すでに十数%の誤差を生じている。また五月から六月にかけての闇物価の騰貴率を三・六%と見込、七月以降を安定するとみているが、日銀の東京消費物価指数によると総平均で対前月七・一%の騰貴で、想定をはるかに上廻つている。

しかし、このときの賃金問題は、もはやかかる計算の基礎の適否にあつたのではない。労働者の反撃は、かかる賃金ベースを策定する政策の根本に、すなわち労働者の一方的犠牲のうえに強打される資本主義的安定コースに対して、その政策である物価改訂と賃金統制に向けられていた。

国鉄は奈良大会で五、一〇〇円を決定したが、その後六月二二日の中央闘争委員会で新基本給を次の如く決定した。

基本方針

一、賃金闘争の目標が「最低賃金制の確立」にあることはいうまでもないが、今次闘争においては取敢ず二、九二〇円を打破する新給与水準の獲得にその目標をおくものとする。

二、新給与準は、二三年四月基準にて手取り概ね五、二〇〇円とし、全官公労組協力してこれが実現に邁進する。

三、給与体系については全官公労組必ずしも意見の一致をみないが、国鉄としては奈良大会の決定に基いて「職階給是正」の方針を堅持する。

全通は六月同じく金沢に第五回臨時全国大会をひらいて新給与五、二〇〇円を決定したが、今回は昨年の二本建要求にかわり、一本建として要求額をまとめている。国鉄、全通の五、二〇〇円の算出方法を参考までに記せば次の如くである。

全官公賃金専門委員会は、この国鉄、全通の結論にもとずき五、一〇〇円水準を全国平均の最低額として当面の闘争を統一する目標することを決定した。

国鉄

内閣統計局消費者価格調査(C.P.S.)を資料として算出。

円 円 円

$9,364.25 \times 0.7899 \times 0.6125 \times 118 \div 110 \times 1.1 = 5,364 = 5.200$

(A) (B) (C) (D) (E)

これに対し、政府は六月一九日次の如き回答をなした。

回答

去る六月一二日付の要求は、わが国の現状においてはこれを承認することはできない。政府は物価補正と睨み合わせ、今回政府職員の給与水準を三、七九一円として予算に計上しておるので、速やかに協議を進めることにしたい。

昭和二三年六月一九日

内閣官房長官

苫米地義三

全官公庁労働組合連絡協議会御中

この政府回答に対し全官公八組合は不満の意志表示を行うとともに団体交渉を申し入れ、六月二二日その第一回交渉がひらかれた。爾後七月三日交渉決裂まで一〇回にわたる団体交渉がもたれたが、六条件を交渉の前提とするか否かで対立をつづけ、ついに賃金問題にはいることなく交渉は決裂した。その主要な争点は次の諸点であった。

(一)新給与の実施について組合は四月からを主張、政府は六月からを主張した。
(二)六条件については、組合はまずこれを審議して賃銀水準を決定すべきであることおよび特に物価改訂は賃金に直接関係があると強調した。政府は、四月現在の手取りであること、紛争処理機関を設けぬこと、首切り行政整理を行わぬこと、の三項目は団体交渉の対象になるが、物価改訂をしないこと、大衆課税を撤廃すること、最高賃金制を策定しないこと、の三項目は、政府の行政権に属し、国会の審議を受くべきもので、使用者としての政府と被使用者の代表たる組合との交渉はあくまで労働条件、賃金問題の範囲内で行われるべきものであると主張した。

(三)二三年度の予算案については、組合側は、三、七九一円という食えない賃金を予算に計上して一方的に押しつけることは不当であるとし、二三年度予算は反労働的であると攻撃したが、政府は物価改訂などは既定の方針であり、その是非は議会で論ずべきだとした。

この間交渉の中途において六月二八日、政府は国会の会期は余日なしとして、一方的に三、七九一円水準の法律案とともに四、〇〇〇億におよぶ尨大予算を国会に上程するにいたつた。組合はこれに応じてただちに対国会闘争に移り、労農議員団との連絡会を結成し、院内外にわたつて猛烈な反対運動をつづけたが、ついに七月三日衆議院、同四日参議院を通過した。ここにおいて労働者の五、二〇〇円要求は重大困難に逢着した。労働者の要求は、全予算の組替えを意味し、闘争はするどい政治闘争につき進んでゆくほか解決の道がなくなつたからである。

かくて問題は中労委にもちこまれることになり、全官公庁一本として七月七日中労委に調停を申請した。中労委は七月一二日、第四八回臨時総会をひらき、七月七日付をもつて調停を受理した。ここにおいて国鉄、全通その他全官公労組は一ヵ月後の八月七日には争議権を獲得することになり、事態は重大化するにいたつた。

中労委は全員をあげて調停に当ることになり、七月一四日第一回調停委員会がひらかれたが、問題の六条件について中労委が調停項目として取り上げるかどうかは提訴のときより注目されたところであつた。これについて政府は「六条件中政治問題として取扱わるべき三条件が調停の対象となることは反対である」と応訴をしぶつていた。調停委員の内部でも労働者側委員は、当然審議さるべきものであることを主張して使用者側委員との対立があつたが、結局労働者側委員の主張が通り、第一回調停委員会において「労働問題解決の見地から、給与問題に関連して必然的に政治問題を取り扱い、これらの問題について論議することは当然である」と取り上げられることにきまり、政府も

「これらの問題について論ぜられることは止むを得ない」と認めるにいたつた。この六条件問題とともにいま一つ組合に有利に展開したことは、一七日の第二回調停委員会において苦米地官房長官が「全官公の労働条件にかんする件については団体交渉の結論を国会に提出すべきが当然である」と言明したことで、もしこれを確約せしめることが出来るならば、労働者の闘争はまさに画期的な成功を収め得たであろう。ところが二四日の第三回調停を前にしていまだなんら結論をみざるところ七月二二日「国家公務員法改正」にかんするマ書簡が発表され、政府はこれを命令と解して二〇一号政令を公布するとともに応訴をとり消すにいたつたため中労委の調停も中止された。

かくて五、二〇〇円獲得闘争は、政令反対闘争という全く新たな闘争に発展していった。

日本労働年鑑 第23集／1951年版

発行 1951年1月1日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年2月15日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1951年版(第23集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
